

会長	副会長	作成
		

1. 開催日時等

- ① 日時 : 令和6年1月7日(日)10:00~12:20
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 出席者: 久保田会長、副会長、地区長、理事 (田村理事欠席)
- ④ 議長: 久保田会長

2. 会長挨拶・報告(久保田会長) 添付資料①「令和5年度1月 会長報告」を参照のこと。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 能登半島地震被災地に寄付金の拠出について(久保田会長)

提案は、1世帯当たり50円相当の6万円を寄付金として、自治会会計からの拠出であったが、審議検討結果、1世帯当たり100円相当の10万円を寄付することにした。

(2) コピー使用料金の改定について(久保田会長)

負担の公正化並びにコピー削減を図る観点から、すべてのボランティアから徴収することとし、自治会のコピーの使用についても枚数、使用目的を記録することにした。

使用料金は、用紙サイズを問わず①白黒コピーは一律5円 ②カラーは30円

(3) 次期役員の選出及び定期総会に向けての活動スケジュールについて(添付資料②「年度末自治会活動スケジュール」参照のこと)(久保田会長)

① 令和6年1月の予定

a. 専門部活動実績と来年度活動方針案の作成

各専門部は、自治会パソコンのホルダーに用意したファイルに、1月31日までに
入力する。

b. 役員改選にあたり、副会長、地区長の立候補者の告示を回覧で行う。

② 令和6年2月本部役員会の予定

a. 専門部活動実績と来年度活動方針案のまとめ報告、審議

b. 副会長、地区長立候補者の確認と今後の対応

4. 令和5年12月末現在 会計報告(桐田副会長)

① 12月末、会費未納者状況

a. 令和5年度分未納世帯は51世帯、2年滞納者9世帯、3年滞納者8世帯、4年滞納者3世帯、5年滞納者2世帯、7年滞納者1世帯になっている。

b. 本月から納入が遅れている世帯に対して、納入のお願いで戸別訪問の予定。

② 収支状況

夏祭り、フェスティバル、補修工事等で経費節減効果が出ており、収支は順調に推移している。

5. 会則改正について（添付資料③令和6年度「桜台自治会会則の改正案一覧表」参照）桐田副会長
常務役員会で検討を進めてきた結果を一覧表にまとめましたので、ご確認ください。本部役員会で
審議決議して、令和6年度定期総会の議案として提議します。大きな改正ポイントは

- ① 大規模自然災害がまたは国家非常事態宣言発令時における定期総会の進め方
- ② 常務役員会の役割
- ③ 桜台自治会防災会の位置づけ 等

6. 専門部活動報告

a. イベント企画部(藤平副部長)

本日午後、夏祭りで使用した機材の防錆処理を行う予定。

b. 福祉部(佐藤部長)

AED講習会実施、参加者は役員のみ12名。設置目的の会館利用者にもっと出席願いたい。

c. 防犯部(鶴田部長)

防災訓練で「無事ですタオル」の掲示とあるが、「無事ですタオル」は配布していないので、タオルの掲示としてもらいたいとの要望があったが災害時に門扉等に取付けるタオルを総称して無事ですタオルと認識している。

d. 生活環境部(末久部長)

12月に今年2回目となるゴミステーションの点検を実施、小補修5箇所は生活環境部員で実施、大きな補修1箇所は地区長に連絡済。

e. 広報部(長嶋副部長)

桜台だよりを1月に発行予定。

7. 地区長、副会長報告

(1) 2丁目秋元地区長、3丁目藤田地区長、4丁目永宗地区長

ごみを出すルールを守らない人が多くて困っている。問題が出た場合、都度監視できるように監視カメラの購入等も含めて抜本的問題解決のために継続審議とする。

(2) 2丁目副会長

① 消防第8分団の主力となっている6町会青年部に対して、支援金を出していましたが、今後は消防第八分団の意向も有、支援は中止することにします。

② 4丁目に建築予定者からのカーブミラー移設要請が市に対して出ており、自治会の承諾が必要ということで、市と打ち合わせした結果、自治会の承諾は不要、関係者の市、公安委員会、移設先用地保有者の県との間の調整ができました。

8. 次回役員会予定

(1)常務役員会 2月4日(日) 9:00~10:00 (2)本部役員会 2月4日(日) 10:00~12:00

9. 添付資料

① 令和5年度1月 会長報告

② 年度末自治会活動スケジュール

③ 令和6年度 桜台自治会会則の改正案一覧表

以上

年度末 自治会活動スケジュール表

令和6年1月7日

		担当	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	専門部活動の反省と次年度活動方針案作成	各専門部			■	1月31日期限			
2	専門部活動のまとめと次年度への反映事項作成	総務副会長			■				
3	副会長、地区長の立候補告示	総務副会長			■				
4	本部役員会で上記2項の討議	常務/本部役員会				■			
5	今年度自治会活動のまとめと次年度活動重点方針の作成(改善課題一覧表の重要度評価から優先課題選出)	常務役員会			■	■			
6	次年度役員(会長、副会長、地区長、理事、班長)の候補者の選出	総務副会長			■	■			
7	次年度自治会活動方針案の作成	会長/常務役員				■			
8	次年度専門部活動方針案の作成	各専門部				■			
9	3月度本部役員会で次年度自治会活動方針、専門部活動方針案の決定	常務/本部役員会					■		
10	新役員の専門部長の任命と専門部配属決定、新旧役員の引き継ぎ	会長/常務役員/理事					■		
11	決算と次年度予算作成	会計担当					■		
12	次年度定期総会の議案書作成	会長/常務役員					■		
13	議案書本部役員会承認	本部役員会						■	
14	定期総会 年度活動方針承認	新旧役員						■	
15	地区役員会	新副会長/地区長						■	
16	年度専門部活動計画の作成	各新専門部						■	
17	5月度本部役員会で次年度専門部活動計画の承認	新常務/本部役員会							■
18	専門部活動開始	各新専門部							■

令和5年度 1月 会長報告（1月7日）

会長挨拶

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

今年は60年ぶりの甲辰年で大変縁起の良い年と伺っておりましたが、新年早々能登半島大地震発生と羽田空港での飛行機衝突事故が立て続きに起こってしまいました。

飛行機事故は今後の原因追及でなんらかの再発防止対策が取られるようになると思いますが、地震などの自然災害はいつ起こるか分かりません。常日頃よりの準備と心構えが大切だと思います。テレビニュースでは飲料水と食料の不足が報道されていますので、最低3日程度（できれば1週間程度）命を守るための水と食料の備蓄をお願いします。

I. 令和5年12月3日～令和6年1月6日の自治会・関係団体の行事関係

- 12/12（火）桜台自治会福祉部主催 自動体外式除細動器（AED）講習会（自治会館）
参加者12名
- 12/14（木）市原市町会長連合会 SDGs部会開催（国分寺公民館）・・・久保田出席
 - （1）PS（ポリスチレン）試験回収 R5年7月～9月で実施
市原市でPS回収を実施後、国の方針変更がありプラスチックの一括分別が可能となったため、R6年度から実施予定の市全体でのPS回収は中止する方向
但し、指定回収場所（各公民館等）での回収は実施する予定
 - （2）今後の検討議題として交通難民問題を取り上げる
- 12/19（火）有秋南小学校区安心安全NW会議（椎の木台自治会館）・・・桐田副会長出席
 - （1）各町会活動報告（桜台、天羽田、椎の木台、深城、みどり）
 - （2）有秋南小学校（稲富校長、高橋教頭）
- 12/24（日）防災用灯油バーナー点火訓練実施（桜台自治会館）・・・常務役員以上出席

II. トピックス

- 12/17（日）本部役員総出で自治会館の大掃除実施
大型不要物（ブラウン管TV・カラオケセット・大型スピーカー等）廃棄
- 自治会役員による直営工事を実施し経費の削減を図った
 - （1）男子トイレ水洗弁壊れを取り替え修理
 - （2）自治会館内避難誘導灯の取り替え
 - （3）わんぱく公園に仮設ベンチ作成設置
 - （4）1階和室入口に段差解消用スロープ設置
 - （5）パイプ椅子収納台車へ間仕切り設置
 - （6）2階大ホールのTVカバー作成
- 2丁目わんぱく公園遊具更改工事完了（12月27日工事終了）

Ⅲ. 転入・転出（12月末現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末世帯数
世帯数	218	403	319	243	注 1183世帯
増減数					

注：令和5年度自治会費徴収名簿により精査し変更した

Ⅳ. 会長への手紙⇒自治会員の声

No	月日	連絡	地域	内 容	対応状況
				特に無し	特に無し

Ⅴ. 審議<決議、検討・確認>事項

1. 能登半島地震被災地に寄付金の拠出について

元日に発生した能登半島地震は日時が経過するほどその被害の甚大さが明らかになって来ています。今、被災地では水も無く・食料も無く・暖も無く、まさに生きるための戦いを強いられています。被害状況を鑑みますと復興には数年から数十年の期間を要することが想定されることから、政府も激甚災害に指定しその復興支援を予算面よりバックアップすることを決定しました。

このような状況の中、被災地の皆様のご苦勞に少しでも寄り添い連携する目的で桜台自治会として次のとおり寄付金の拠出を提案するものです。

- (1) 通常の募金形式を取らず、自治会予算の中より一世帯当たり50円の拠出とする
- (2) 金額は約6万円程度となるが各専門部の予算執行節減額または予備費よりの拠出とする
- (3) 寄付先は経費等の中抜きが無い組織を検討の上決定したいので常務役員へ一任願いたい

2. コピー使用料金の改定について

本件は、負担の公正化並びにコピー削減を図る観点から全てのボランティアを含めて徴収することを再確認し意識統一したが料金も以下のとおり改定します（実施は令和6年1月より）

- (1) 白黒コピー 用紙を問わず一律 5円
- (2) カラーコピー 用紙を問わず一律 30円

考慮した事項：①コピー機リース料¥20460/月、②用紙代（A4 ¥0.72/1枚・A3 ¥1.67/1枚）

③市場価格

市場価格参考[単位 円]

コンビニ名	白 黒		カラー	
	A4	A3	A4	A3
ミニストップ	5	10	30	60
セブンイレブン	10	10	50	80
ローソン	10	10	50	80

- (3) 各種ボランティア等（桜台倶楽部・婦人会・花ボランティア・防犯パトロール隊・お助けマン）はコピー機使用の都度記録用紙に記入し、料金は月末に一括払いとする。

3. 次期役員の選出及び定期総会に向けての活動スケジュールの作成と実行について

昨年度のスケジュールを参考に総務担当副会長を主体に常務役員全員で取り組んで頂きたい

- (1) 地区長・副会長の選出（会長は留任、班長・理事は順送り選出）
 - ① 現地区長は1月に回覧で立候補者の告示を行う
 - ② 現地区長は2月に次期地区長・副会長選出のための地区役員会を開催する
- (2) 定期総会議案書作成に向けた各種作業
- (3) 各専門部の反省と次年度活動計画の作成

4. 月次決算報告（桐田副会長）

5. 会則変更について（桐田副会長）

6. 各専門部より活動状況報告

(1) イベント企画部

(5) 防犯部

(2) 文化体育部

(6) 生活環境部

(3) 防災部

(7) 広報部

(4) 福祉部

6. 地区長報告

7. 副会長報告

次回の開催予定日 2月4日（日）10時より

令和6年度 桜台自治会会則の改正案一覧表（定期総会資料）

NO	改正箇所	旧会則	改正案	改正理由
1	第2条 (設立の目的) 5項 (追加)	規定なし	5. 所有する財産の維持管理	財産の維持管理 は重要事項
2	第7条(自治会の 機関) 2項(執行 機関)の(4)に追 加	規定なし	(4)桜台自治会自主防災会	自主防災会を自 治会の機関とし た
3	第8条(定期総 会)7、8項として 非常事態時の対 応を追加	規定なし	7. 大規模自然災害または国家非常事態発令時 等のように定期総会が開けないと会長が判 断した場合は、定期総会を延期し役員の留 任のもとに自治会活動を継続する。予算等の 必要事項の審議議決は本部役員会で実施す る。 8. 未知のウイルス等による感染症等が流行し ているが、感染状況が終息に向かっていると 会長が判断した場合は、非常時総会を開催 することができる。	非常事態におけ る定期総会に代 わる対応を明記
4	第10条(非常時 総会)を追加	規定なし	次ページ参照	非常時の対応が 必要
5	第13条(旧第12 条)(役員の任 務) 4項 副会 長に(2)①総務担 当副会長(ホ)(へ) 追加	規定なし	(ホ) 共用施設管理に関する事項 (へ) 文書管理に関する事項	総務担当副会長 の業務として明 記
6	第13条(旧第12 条)(役員の任 務) 5項 会長 に、(6)(7)追加	規定なし	(6) 桜台自治会が管理する共用施設の管理に関 して総括する。 (7) 事務の業務に関して総括する。	共用施設の管理 及び事務業務が 会長の下にある ことを明記
7	第14条(旧13 条)2. 常務役員 会	(1)常務役員会 は本部役員会 の補助機関と する。	補助機関は削除し、 (1)常務役員会は、自治会の諸課題に対して本部 役員会に施策提言等を行う機関とする。	自治会の諸問題 に取り組む役割 を明確にした。
8	第30条(旅費、 交通費)	規定なし	自治会会員または自治会から委嘱を受けた者 が、桜台地域以外のところで、自治会のための業 務を行った場合は旅費、交通費を支給する。	旅費、交通費の 明記
9	第五章 (付則) 追加		新たに第五章(事務及び付則)に変更。	会則では事務所 の位置づけがさ れておらず、事務 業務についての 規定なし
10	第31条(事務)追 加	規定なし	自治会運営を円滑に行うために事務員を置き、自 治会費の徴収等収入及び必要経費等の支出に かかる自治会会計事務や、自治会館利用に関す る手続きや会員サービス等にかかる業務を行う。	事務業務を明記
11	第32条(文書管 理) 追加	規定なし	自治会活動に関する重要文書を定め、紙ファイル やパソコンデータを含めて、保管場所、保管年数 等を定め、文書管理を行う。	自治会活動の歴 史や経緯を确实 に残して次世代 に繋いでいくた めには、文書管 理は重要。

NO	改正箇所	旧会則	改正案	改正理由
12	桜台自治会組織図	事務所(旧事務局)の組織上の位置付けが曖昧	事務所、顧問を会長と副会長の間の線から横出して位置づけた。	会長の下にあることを明記
13	同上	専門部は企画担当副会長の下に位置づけられている。	専門部会の結成、廃止を含め活動は本部役員会の承認のもとに実施されるので、専門部は本部役員会の下に位置付けて実線で、企画担当副会長は専門部活動を総括することから、今まで通り点線で結ぶ。	

非常時総会

4	第10条(非常時総会)を追加	<p>第10条(非常時総会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常時総会は定期総会に準ずる。 2. 非常時総会は、大規模な感染症等のように定期総会が開けないと会長が判断した場合、会長が招集する。 3. 非常時総会の開催に際しては、事前に議案書を会員全員に配布し、書面審議する。議案の賛否、質問・意見等は回答書に記入し、自治会に提出する。 4. 非常時総会には、正、副議長各1名及び書記2名を置くものとし、総会の都度、書面議決で会員の中から選出する。 5. 非常時総会出席者の人数は、会場の収容人数から制限する。 6. 非常時総会の成立要件は、委任状の合計が会員総数の過半数を超えた場合は成立とみなす。 7. 非常時総会の決議は、賛成の議決数が会員総数の過半数をもって議決し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。 8. 非常時総会は以下の事項を審議決定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年度活動計画 (2) 前年度決算報告、前年度会計監査報告、本年度予算 (3) 但し、本年度予算は、自治会活動停止を回避すべく運営に支障をきたさない最小限度のものとする。 (4) 会長及び会計監査員の選出に関する事項 9. 非常時総会は以下の事項について審議議決してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会則の改正に関する事項 (2) 自治会解散に関する事項 (3) 事前配布した議案書で書面審議していない事項 	
---	----------------	--	--

以上